平成２９年（フ）第８２５号
東京都東大和市桜が丘３―44―13―21―501、住民票上の住所東京都東大和市立野４丁目503番地の３セントレー玉川上水505号室
破産者　伊藤　光禧
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７４号
神奈川県厚木市旭町１丁目９番７号
破産者　株式会社さくらオフィス
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９１号
岐阜市西中島４丁目８番地12
破産者　合資会社ブロテクト
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６９号
静岡市清水区駒越西２丁目９番33号
破産者　清南建商株式会社
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６８号
大阪府茨木市大字桑原48番１号
破産者　経営総合サポート事業協同組合
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１５号
兵庫県三木市志染町広野４丁目122番地の１
破産者　株式会社トラストコーポレーション
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
島根県浜田市港町269番地４
破産者　張川竜馬こと　張　　相浩
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第１５９０号
茨城県取手市井野１丁目３番11号
破産者　レン・マーケティング株式会社
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６６２号
千葉市花見川区犢橋町149番地14
破産者　有限会社ミツオカ
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８号
鳥取県境港市入船町32番地
破産者　有限会社昭和鉄工
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４４０号
岡山市南区新福１―21―10
破産者　株式会社コーホク
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４８号
岡山市中区門田本町１丁目７番８号、住民票上の住所岡山県玉野市梶岡764番地１
破産者　若林　　明
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１号
山口県周南市浜田１丁目１番２号
破産者　中寅建設株式会社
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第４９号
山口県下関市大字椋野924番地の５
破産者　有限会社折久
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
山口県下関市長府扇町13番38号
破産者　有限会社ミツワボディー
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１２２１号
名古屋市南区千竈通６丁目６番地
破産者　株式会社かね丈商店
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４８３号
東京都台東区上野１丁目16番５号
破産者　井上アタッチメント株式会社
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１５９号
東京都新宿区左門町６番地７　鯉江ビル801号
破産者　株式会社さち子プロ
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８４９号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社はしば
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７５５号
東京都狛江市東和泉３丁目14―３―603
破産者　竹田　有伸
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０７号
福井市江端町第１号20番地２、旧住所福井市下馬２丁目2305番地　モアクレストールⅠ102号室
破産者　川端　長歳
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係